

「人権という普遍的文化」を 築いていくために

—「ひびきあい活動」を核とした継続的な取組の充実—

優れた取組を継続して行っている「人権文化あふれる学校賞」を受賞した園・学校の実践事例を紹介します。

土岐市立駄知小学校附属幼稚園

◇園の4項目の約束や合言葉を通して、園児が互いを尊重し合う心を育てています。

○継続して取り組んでいること

- ・「4項目の約束(挨拶・返事・はきもの揃え・話を聞く)」を重点として取り組んでいます。
- ・「ぴっかりことば(よいことば)」「とげとげことば」を掲示し、どのような言葉を使うとよいかを考え、行動できるように話し合っています。



○取組のすばらしさ

- ・誰もが気持ちよく過ごせることを考え、友達のよいところを伝えたり、自分のよいところを知ったりして自信がもてるように意図的・計画的に振り返りを行っています。

関市立南ヶ丘小学校

◇仲間のよさを見つける活動を通して、相手の気持ちを考え、思いやりの心をもって行動する力を育てています。

○継続して取り組んでいること

- ・児童会運営委員が中心となり、年間を通して全校の仲間のよさを見つける活動を行い、互いのよさを認め合える学校づくりに取り組んでいます。
- ・「なかよし宣言」や「ばかばか言葉七箇条」を基に、相手の心がばかばかになるように意識して行動する力を育んでいます。



○取組のすばらしさ

- ・なかよし班(異学年集団)で取組について交流する機会をもち、児童が人権について考えたり、自己を見つめ直したりして、主体的に行動していくことを大切にしています。

岐阜県立海津特別支援学校

◇挨拶運動やよさみつけを通して、全校で互いのよさを認め、尊重し合い、仲間を大切にする心を育てています。

○継続して取り組んでいること

- ・児童生徒会が中心となって、年間を通して、挨拶運動やよさみつけ「スマイル運動」を行っています。
- ・自分のよさや仲間のよさを知り、自分も周囲も大切にしようとすることができるよう、学部をこえて学習活動の様子やよさみつけの取組を紹介する「なかまビデオ」を作成し、全校で共有しています。



○取組のすばらしさ

- ・日常的に互いのよさを認め、尊重し合えるように、児童生徒会が中心となって、年間を通して取り組んでいます。

ひびきあい No.21

社会情勢の変化や児童生徒の実態を踏まえた人権教育の推進

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、各学校においては、万全の感染症対策を講じつつ、未来社会を見据え、児童生徒に「生きる力」を育む様々な実践が進められています。

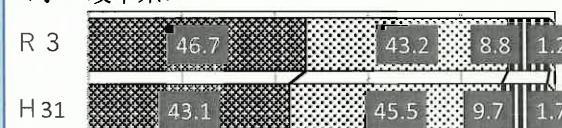
■感染症に関する偏見や差別を許さない取組

「ひびきあい活動」等において、児童生徒の発達の段階に応じて、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、いじめにつながる言動が生じないようにする取組が実施されています。例えば、学級活動等の中で、身近で発生している感染症に関わる様々な問題を自分の問題として捉え、考える授業が実施されています。中には、医療従事者や学校の消毒作業にボランティアで取り組んでいる方々に感謝の心を伝える取組を行った学校がありました。



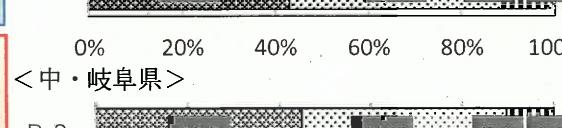
「令和3年度全国学力・学習状況調査
児童生徒質問紙調査」本県結果より

質問事項	「当てはまる」と回答した割合(%)	
	小	中
人が困っているときは、進んで助けていますか	46.7	44.9
<小・岐阜県>		



■コロナ禍だからこそ、助け合うことの大切さを学ぶ取組

令和3年度全国調査において、「人が困っているときは、進んで助けていますか」という設問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合は、右表に示したように、小・中学校ともに前回の平成31年度調査より増加しています。コロナ禍だからこそ、困っている人を助けようとする心情や行動力を育む取組が進められた成果であると捉えています。

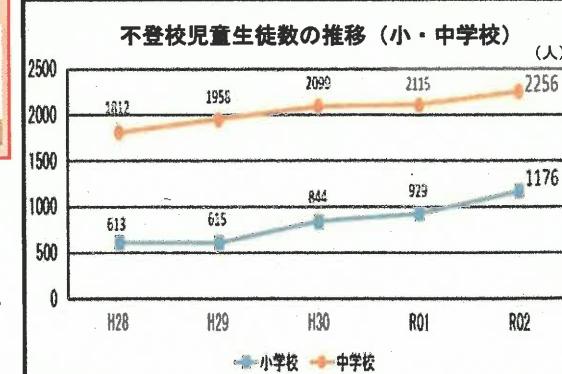


■自己有用感や将来への夢を育む取組

令和3年度全国調査の「自分には、よいところがあると思いますか」という設問や、「将来の夢や目標を持っていますか」という設問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合は、右表のとおりです。「自分には、よいところがあると思いますか」「当てはまる」と回答した児童生徒は4割弱にとどまっています。自分の大切さや他の人の大切さが認められ、自己有用感や将来への夢を育む取組を一層充実させることが必要になっています。

質問事項	「当てはまる」と回答した割合(%)		
	校種	岐阜県	全国
自分には、よいところがあると思いますか	小	36.0	36.2
	中	37.6	34.5
将来の夢や目標を持っていますか	小	58.7	60.2
	中	42.0	40.5

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」本県結果より



現在、改訂された学習指導要領に基づく実践や、GIGAスクール構想によるICTを活用した授業改善等、学校を取り巻く情勢は大きく変化しています。このような改革の趣旨を実現するためにも、人権教育のより一層の推進が不可欠といえます。

個別的な人権課題の主な動向【関連する法律の制定等】から、人権課題についての理解を深める

人権教育を取り巻く諸情勢について

～人権教育の指導方法等の在り方について
[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料～

令和3年3月

学校教育における人権教育調査研究協力者会議

はじめに	1
I. 学校における人権教育の推進	3
1. 人権教育の重要性	3
2. 人権教育の総合的な推進	3
(1) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成	4
①社会に開かれた教育課程の実現	5
②カリキュラム・マネジメントの推進	5
③主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	6
(2) 人権尊重の理念に立った生徒指導	7
(3) 人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくり	8
II. 人権教育をめぐる社会情勢	9
1. 国際社会の主な動向	9
2. 国内の個別的な人権課題の主な動向	10
(1) 子供の人権	10
①いじめ	10
②不登校	11
③児童虐待等	12
(2) 子供以外の個別的な人権課題	12
①北朝鮮当局による拉致問題等の個別的な人権課題への追加	12
②「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定	13
③「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定	13
④「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の制定	14
⑤「再犯の防止等の推進に関する法律」の制定	15
⑥「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定	15
⑦インターネット上の誹謗中傷への対応	16
⑧「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の制定	17
⑨ハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決の受入れ	18
⑩新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応	19
参考資料	20

本資料のコンセプト・活用方法

本資料は、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]（平成20年3月）策定後の学校制度の改革や、国内外の人権教育をめぐる社会情勢の変化について、第三次とりまとめとの関係性を補足するものとして作成したものであります。教育委員会や学校現場で人権教育の内容を検討される際、第三次とりまとめと併せてご活用ください。

個別的な
人権課題の
理解度
【自己点検】
○理解して
いる
△概ね理解
している
×理解して
いない

- Q1 「いじめ防止対策推進法（平成25年6月公布）」において、いじめと人権について、どのように規定されているか。**
- A1 第1条で「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」と規定されており、いじめが人権侵害であることを明らかにしている。いじめに関しては、それ自体が人権侵害であり、同法に基づき適切に対応することは当然であるが、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要があり、いじめを許さない学校・学級の雰囲気を作り上げることが、人権教育を進めるに当たって重要である。
- Q2 子供の人権において、不登校は、子供の教育を受ける権利の保障という面で関係があり、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念等を定めて、平成28年12月に公布されたのはどのような法律か。**
- A2 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」である。
- Q3 「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律」の令和元年改正では、どのような内容が盛り込まれたか。**
- A3 親権者等が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないなど、児童の権利擁護に関する内容が盛り込まれた。
- Q4 北朝鮮当局による拉致問題等は、どのような課題として捉えたらよいか。**
- A4 北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題である。平成23年4月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、個別的な人権課題として新たに盛り込まれた。
- Q5 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月公布）」では、学校を含む行政機関等にどのようなことが必要とされているか。**
- A5 学校を含む行政機関等と事業者は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、場所や時間を制限したり、障害のない者には付さない条件を付すなどにより、障害者の権利利益を侵害すること（不当な差別的取扱い）が禁止されており、また、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが必要とされている。
- Q6 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年6月公布）」の前文や第6条には、どのようなことが示されているか。**
- A6 ヘイトスピーチ（特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動）を解消するためには、人権教育が重要であることが示されている。
- Q7 「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月公布）」では、部落差別の現状や課題をどのように捉えているか。また、部落差別を解消するための教育を実施するに当たって、どのようなことに留意すべきか。**
- A7 第1条で「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」と規定している。また、同法の国会審議の中で、参議院法務委員会において附帯決議がなされており、「教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること」とされている。
- Q8 インターネット上の人権侵害として、どのような問題が発生しているか。**
- A8 昨今、特定の個人に対して多くの誹謗中傷の書き込みが行われるいわゆる「炎上」事案や、震災や新型コロナウイルス感染症などの社会不安に起因するデマの流布や誹謗中傷が行われるなど、特にSNS上での誹謗中傷等の深刻化が問題になっている。「部落差別の解消の推進に関する法律」の第6条に基づく調査の結果でも、インターネット上の差別表現の問題が指摘されている。インターネットとの正しい関わり方については、人権教育の中でも取り上げていくことが必要である。
- Q9 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年4月公布）」の国会審議の中で、アイヌに関する教育について、衆議院・参議院の国土交通委員会において、どのような附帯決議がなされているか。**
- A9 「アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るために、アイヌに関する教育」の充実や取組の推進が必要とされている。こうした観点を踏まえ、アイヌに関する理解を深めることが必要である。
- Q10 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年11月公布）」の前文には、どのようなことが示されているか。**
- A10 「ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見や差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである」と規定されている。
- Q11 新型コロナウイルス感染症による偏見や差別を防止するための取組は、いつ行うべきか。**
- A11 感染状況が落ち着いている「平時」から行い、過去に生じた他の感染症による不当な偏見・差別と同様の過ちを繰り返さないようにしなければならない。

Q1

Q2

Q3

Q4

Q5

Q6

Q7

Q8

Q9

Q10

Q11